

初春の挨拶



若松税務署長
松島裕実

年が明け、早いもので一ヶ月が経ちました。

若松税務署管内税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、旧年中は税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援等を賜り、厚くお礼申し上げます。

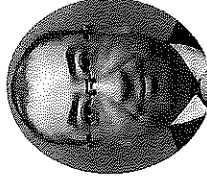
さて、令和二年分の確定申告の時期を迎え、本年は新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した確定申告会場の運営を行っております。

まず、三密回避を図る観点から、ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトの設営や、特定の日・時間帯に来場者が集中しないようにするため、確定申告会場への入場に当たっては整理券方式及びオンライン事前発行システムを導入しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、デジタル化の必要性が再認識されており、確定申告に当たってはスマートフォン等を利用したマイナンバーカード方式やID・パスワード方式による自宅型e-taxの更なる利用拡大を推進しております。

確定申告会場の運営に当たり、皆様にはご不便等お掛けいたしますが、これらは来場者の混雑緩和を図るための重要な施策ですので、ご協力をお願いします。

最後になりましたが、新型コロナウイルスが早く終息することを祈るとともに、会員の皆様にとって心身共に健康で幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



若松税務推進協議会会長
竹内清二

令和三年の年頭に当たり、税務推進協議会の会員の皆様に謹んでご祝詞を申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスの影響で、経済活動が制限されたことで大変な一年だったと思います。国の要請で店舗等の営業自粛や企業によるリモートワークなど、人の動きが制限されたことで今までとは異なった生活様式、経済活動を強いられる事となりました。

税務推進協議会の活動におきましても、様々なイベントが中止や縮小といった措置を取らざるを得ませんでした。コロナ禍においてはやむを得ないと理解しつつも断腸の思いでの決断でした。しかしながら、若松税務署をはじめ関係者の方々のご尽力のおかげで、税に関する作文や書道展を実施することができましたことは未来ある子供たちにも喜んでいただけたと思っております。

今年に入ってから、まず関東地方一都三県において再び緊急事態宣言が発令され、福岡県にも続いて発令されました。管内の事業者にとりましても例外なく苦しい経営状況が続いていることと思われれます。耐える時であるうと思いますが、ただ耐えるだけではなくウイズコロナとして事業の在り方も変化させる必要があるように思います。

海外に目を向けましても、イギリスなどがロックダウンを実施していますように世界経済も先行き不透明であります。さらに米国では共和党のトランプ政権から民主党のバイデン政権に移行する上で、大国とは思えないような騒動や失態があつており、これも世界経済にはマイナスになりそうです。

そうなりますと、一年延期になりましたオリンピック、パラリンピック東京大会をぜひ開催していただき、景気回復の起爆剤となつてもらいたいと願うばかりです。さらに今後ワクチン接種や特効薬の開発が進み、一日も早くコロナに対する不安が解消され通常の経済活動が戻ることを願っております。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとりまして、より良い年であることを祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



若松税務署からのお知らせ



令和2年分の確定申告について

令和2年分の確定申告においては、確定申告会場の混雑を回避するため、状況に応じて早めに受付を終了し後日の来場をお願いします。

会場：若松税務署（若松港湾合同庁舎内）

北九州市若松区本町1丁目14番12号

※ 駐車台数に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

期間：令和3年1月25日(月)から令和3年3月15日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日は休みとなります。)

受付：午前9時から午後4時

※ 遠賀コミュニケーションセンター会場は開設しません。

本年の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は会場当日配付しますが、LINEアプリでも事前発行をしています。

※ LINEアプリによる事前発行は2月1日(月)分から予約可能です。

※ 入場の際は、日時を記載した入場整理券又は日時を表示したLINE画面の提示をお願いします。

※ 指定された入場時間内にこ来場していただきますようお願いいたします。

確定申告はご自宅からe-Taxで送信



確定申告には、ご自宅からパソコン・スマートフォンでご利用いただけるe-Taxが便利です。感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

■ マイナンバーカード方式で送信

☞ 「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダー」を用意してe-Taxで送信！

■ ID・パスワード方式で送信

☞ 最寄りの税務署でID・パスワードを取得してe-Taxで送信！

※ ID・パスワードの取得を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。

お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

納税は、便利な口座振替をご利用ください！

令和2年分確定申告の納付期限と口座振替日は、次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税：令和3年3月15日(月) ⇒ 振替日4月19日(月)

消費税及び地方消費税：令和3年3月31日(水) ⇒ 振替日4月23日(金)

贈与税：令和3年3月15日(月) 口座振替はご利用できません。

令和3年1月から、個人の方の振替依頼書をe-Taxで提出できるようになりました。

詳細は、国税庁ホームページの「国税の納付手続」にある「振替納税」をご覧ください。

【令和2年度開催の租税教室】

- R2.11.14 猪熊小学校 講師:宇野税理士
 ○R2.12.3、4 中間東小学校 講師:小林税理士
 ○R2.12.18 伊左座小学校 講師:澤田税理士
 ○R3. 1.15 若松中央小学校 講師:柴田税理士
 ○R3. 1.20 中間小学校 講師:中尾税理士
 ○R2.12. 1 中間南中学校 講師:武藤税理士
 ○R2.12.14 芦屋東小学校 講師:山口税理士
 ○R3. 1.13 中間南小学校 講師:小林税理士
 ○R3. 1.19 古前小学校 講師:坂根税理士
 ○R3. 1.25 底井野小学校 講師:石田義英税理士

税 理 士 会

税理士会若松支部

(五十音順)

氏名	事務所所在地	電話番号	氏名	事務所所在地	電話番号
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央1丁目11番9号	283-2445	田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	田口 真崇	〃 小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
石田 光明	遠賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	竹内 清二	白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	竹内 治美	白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
伊藤 道夫	〃 弥生1丁目14番43号	245-4372	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090 8625-7000
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F	751-0030
岩田 登	中間市小田ヶ浦2丁目3番28号	244-4631	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号	282-2825
宇野 耕一	遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中村 悦郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	中村 誠	〃 東二島5丁目9番22-207号	791-6877
大庭 祥功	〃 本町3丁目2番23号	751-3021	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
岡部 勝成	〃 大字大鳥居425番地	741-4403	西澤 勉	遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号	282-5792
小野 益博	〃 桜町3番9号	751-0551	西田 均	〃 水巻町宮尾台5番12号	980-2190
片山 和博	遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	二宮 良則	〃 岡垣町高倉713番地1	283-4393
加藤 博道	〃 遠賀町大字別府3178番地3	701-4180	仁部 義宏	中間市岩瀬1丁目8番1号 東海俱樂部(株) 203号	246-1703
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
久保田浩一	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	野上 清治	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
倉地 和敏	〃 南高橋6番12号	282-2496	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
古後 和弘	北九州市若松区鳴生田3丁目14番5号	791-5881	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F	761-6993
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
坂口 誠一	北九州市若松区用内町30番6号	701-3078	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号 大庭洋切税理士事務所	751-3021
坂根 洋輔	〃 本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F 廣衛恭税理士事務所	761-6993	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	藤本 泰秀	北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号	741-4894
柴田 拓保	〃 本町1丁目9番8号 プレイステーション本町301号	090 2732-6266	古津 剛	遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
城野 博美	遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号	293-7137	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
白石 哲則	〃 大字上別府594番地	293-9278	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧俣1丁目4番7号	291-5601
鈴木 良樹	中間市土手の内3丁目35-27	980-1135	武藤 淳	中間市東中間2丁目19番28号	245-1600
須山 博文	〃 通谷3丁目30番16号	555-8533	山根 慎一	北九州市若松区高須南5丁目1番13号	741-3205
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567	横山 了子	中間市通谷1丁目19番33号	090 7983-9766
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491	吉田 秀樹	〃 鍋山町16番1号	245-5857
高瀬 浩司	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目10番15号	282-1675			

税理士法人

名	称	事務所所在地	電話番号
税理士法人	竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125

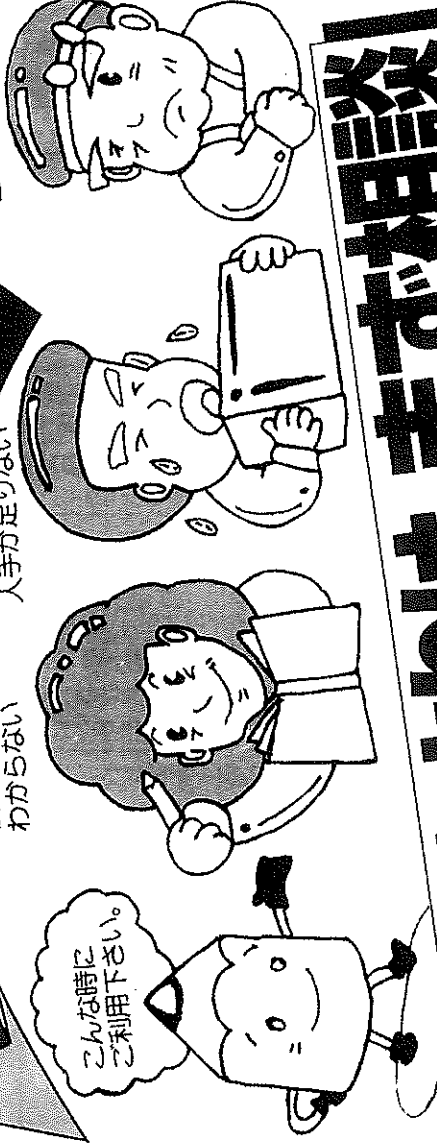
税務相談所は 税のアドバイザーです!

帳簿のつけ方が
わからない

忙しくて
人手が足りない

税務署に行くのが
苦手だ

こんな時
ご利用下さい。



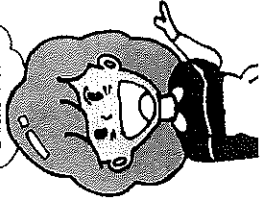
税務 相談所

案ずるよりはまが相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り
になりたい方は、
(下記の)
各税務相談所へ



会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方

但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい

- ③ 各種手数料……実費程度

〔若松税務署管内の税務相談所〕

若松税務相談所	若松区本町三丁目11-1 バイサイドプラザ若松本館4F (電話)771-3726
中間税務相談所	中間市長津一丁目7-1 中間商工会議所内 (電話)245-1081
芦屋税務相談所	遠賀郡芦屋町中の浜9-52 芦屋町商工会内 (電話)222-2111
水巻税務相談所	遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7 水巻町商工会内 (電話)201-7551
遠賀税務相談所	遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18 遠賀町商工会内 (電話)293-0165
岡垣税務相談所	遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36 岡垣町商工会内 (電話)282-0294

県税だより

県税Q&A (自動車税(種別割)編)

おしえて

Q 去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が来ました。どうしてですか？

A 自動車税(種別割)は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車(抹消登録又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出したところに確認してください。

Q グリーン化税制で自動車税(種別割)が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A グリーン化税制の軽減を受けるにあたって特別な手続きは必要ありません。自動車税(種別割)の納税通知書をお送りするときは、既に軽減(減額)した税額を送付しています。

こんなときは必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを！

(1) 自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を譲渡したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人から譲り受けるときは、必ず移転又は抹消の手続きをしましょう。登録がそのままだと、前の所有者に自動車税(種別割)がかかります。

(2) 壊れて動かなくなった自動車を持っている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割りの税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税(種別割)がかかります。車検切れで使用しなくなったり、解体したときも同じです。

(3) 引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。

住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

お問合せ先

福岡県北九州西県税事務所 自動車税係

TEL093(662)9312

市町村税だより

住民税の申告を、お忘れなく！

令和三年一月一日〜十二月三十一日に所得があった方は、住民税の申告が必要です。北九州市、中間市、遠賀郡各町では、次のとおり、住民税の申告を受け付けます。

【申告期間】

・令和三年 二月十六日〜三月十五日
(本年は、若松税務署の確定申告の申告期間と異なりますのでご注意ください。)

【申告場所・申告方法】

・お住まいの市町に確認ください。

【申告が不要な方】

所得がある方については、原則申告が必要ですが、次の方については申告の必要はありません。

- ・前年中に収入のない方(但し、前年中に退職し、再就職していない方や所得の証明が必要な方は申告が必要です。)
- ・確定申告を行った方
- ・収入が給与又は公的年金のみの方。但し、次の場合は、住民税の申告が必要です。

- ①複数の支払先から給与を受けたい場合
- ②他の所得を得た場合
- ③勤務先が自治体に給与支払報告書を提出していない場合
- ④収入があっても、所得要件等で確定申告の必要がないとされた方で、個人住民税の算出においては扶養控除、配偶者控除、医療費控除、寄附金税額控除等各種控除の適用を希望する方(※住宅ローン控除を受けるには、税務署での確定申告が必要です)

【申告に必要なもの】

- ①印鑑(音屋町を除く)②マイナンバーカード又はマイナンバーが分かる書類(通知カード、住民票など)③所得を証明できる書類や帳簿等(源泉徴収票や給与支払証明書など)④生命保険料、地震保険料、長期損害保険料の控除証明書⑤寄附金受領証明書、医療費通知、医療費控除の明細書(医療費の領収書の提出は不要)、国民健康保険、介護保険、国民年金等の領収書または社会保険料控除証明書など⑥障害のある方については身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など。

☆新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

申告会場では、次の取組を行いますので、ご協力をお願いします。

- ・受付等での検温・手指の消毒・会場内でのマスクの着用
- ・受付窓や待合場所にパーティション設置換気のための窓の開放等
- ・そのほか、二重回廊のため、先着順の番号札による受付時間帯の指定などを行う場合があります。

●お問合せは、令和3年1月1日にお住まいの税務担当課へ

- 若松区役所 ☎七六一一四一八二(直通)
- 中間市役所 ☎二四六六六三三八(直通)
- 芦屋町役場 ☎二三三三三五四(直通)
- 水巻町役場 ☎二〇二一四三二二(内線二二・二二二)
- 岡垣町役場 ☎二八二二二二二(内線二七二・二七二)
- 遠賀町役場 ☎二九二二二三四(内線二四二・二八六)

法人会

謹賀新年

新年明けまして、おめでとうございます。

年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方をはじめ関係各位におかれましては、日頃から若松法人会の活動に対しまして、格別のご理解と温かいご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、昨年、若松法人会は創立50周年、女性部会創立30周年の節目を迎えました。永年にわたり、若松法人会は「税のオトニオシリーダ」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。このことを基本理念に、税知識の普及や納税意識の高揚を目的とした事業、地域社会への貢献を目的とした事業を展開してまいりました。これらの幅広い積極的な活動は、各方面から高い評価を受けるに至っております。これもひとえに、現役の会員のみならず先人たちのためまねご努力と関係ご当局・諸団体のご支援の賜物であります。

このような節目の年に、新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、これまでに経験したことのないような状況に置かれました。苦境に陥っている企業や個人の方々もいらつやいます。働き方や日々の生活までも一変してしまいました。

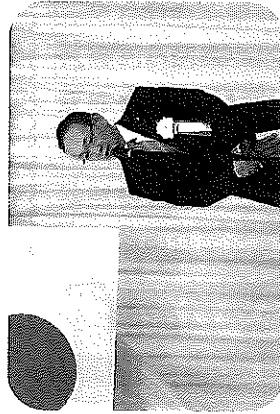
若松法人会の事業におきましても、一部の中止、縮小を強いられ、思うような活動が出来ませんでした。しかしながら、このような中でも「献血支援」やFMラジオを通じた「広報活動」は予定通り実施することが出来ました。また、創立50周年・女性部会創立30周年の記念行事も大幅に縮小したとは言え、無事開催することが出来ました。可能であれば、今年、周年のお祝いを会員の皆様とともに盛大に実施したいと考えております。制約の多い中でご尽力いただいた会員の皆様には、心から感謝と敬意を表するものであります。

最後になりましたが、迎えました新たな年は、コロナ禍が終息し、平穏な生活と順調な経済活動が戻ってくることを期待しつつ、会員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



岡部憲昭会長

創立50周年・女性部会創立30周年記念式典



岡部憲昭会長



記念式典

令和2年10月23日

「ぶどうの樹」において記念式典を執り行い、
続けて記念昼食会を開催いたしました。

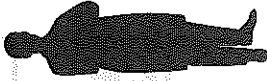


藤村由紀子女性部会部部长

新型コロナウイルス及び関係する疑問・質問にもお答えしてまいります

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じ相談における追加質問については回数制限はありませんので、納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金4,320円(月額・税込)になりますので、要月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年12月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

お問い合わせ ▶ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Affrac

本サービスは、アラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



青色 申告会



若松青色申告会 会長

川井 和久

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

昨年は新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、社会活動、経済活動が大きく制限され、日本経済も多大な影響を受けました。これにともない個人企業を取り巻く事業環境は大変厳しいものとなり、しかも依然として難しい状況が続いております。

若松青色申告会も昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け通常の活動にも支障を来す事態となりましたが、会員皆様のご理解のもと、一年を乗り越えてまいりました。

このような状況の中ですが、若松青色申告会は、本年四月一日をもって創立五十周年を迎えることとなります。五十年という歳月の重みを感じながら、個人事業の継続と発展に寄与してゆきたいと思っております。今後も昨年を引き続き、申告納税制度はもとより、イータックス及びマイナンバー制度の積極的な普及活動を推進してまいりたいと考えております。

まだまだ不透明な状況が続きますが、今年も若松青色申告会の活動に例年同様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルスが終息し、新しい年が会員の皆様にとって良い年になりますよう祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

青色申告特別控除65万円 適用にあたって留意すべきこと

令和2年分の所得税の確定申告から青色申告特別控除65万円の適用には、これまでの①事業所得または事業的規模の不動産貸付による不動産所得を得ている(現金主義の適用者を除く)、②複式簿記で記帳している、③貸借対照表・損益計算書などを申告書に添付している、④法定期限内に申告しているの4つの要件に加えて、⑤電子帳簿保存またはイータックスによる電子申告のいずれかをおこなうことが必要です。

パソコンなどを使って記帳し、電子データのまま簿を保存する電子帳簿保存は、申請が必要です。令和2年9月30日までに申請していれば令和2年分から電子帳簿保存の適用を受けられる特例がありますが、申請をしていない方が令和2年分から65万円控除を適用するには、イータックスによる電子申告で確定申告書と青色申告決算書などを提出しなければなりません。これまで申告書のみを送信していた方は、青色申告決算書の送信も必要になりますのでご注意ください。

なお、マイナンバーカードを取得していない方は、お早めに取得の手続きをおこなってください。

※現在、マイナンバーカードの発行などの手続きが急増し、市区町村の窓口が大変混雑しています。余裕をもって手続きをおこなってください。

若松青色申告会役員

会 長	川井 和久	カワイ 防水
副 会 長	古賀 雅之	若松区医師会
〃	三好 正一	三好商店
〃	園山 真教	若松商連
〃	小早川尚久	葵コーポレーション
理 事	津田文史朗	濠賀中間医師会
〃	竹内 漕一	税理士会基安支部
〃	田口 和博	田口税理士事務所
〃	安部 和則	若松理容組合
〃	藤岡 登	岡垣町商工会
〃	武石 健次	武石工務店
〃	若松 清子	桜羊羹 福島屋
〃	宇野 耕一	宇野税理士事務所
〃	高司 靖	高司税理士事務所
〃	山田 政紀	佳い家ぶと山田
〃	堀江 祐治	若松税務相談所
監 事	小野 益博	小野税理士事務所
〃	工藤 泰則	工藤税理士事務所
顧 問	岩田 登	岩田税理士事務所

迎

春

内閣総理大臣賞

「地球を巡る社会資源」

福島・須賀川市立西袋中学校 二年 大越 由香子

「おばあちゃん、急変してこれから緊急手術をする事になったから。」

北海道の祖母が脳梗塞で倒れた。一命はとりとめたが、長い長い入院生活が始まった。県外への移動自粛が続く中、母は北海道の祖父と度々電話で連絡を取り合っていた。

「領収書は全て、ひとまとめに保管してね。医療費控除の還付金申請をしようから。」

「コウジヨ? カンプ? 聞きなれない言葉だね。どういふ意味なのか母に尋ねてみた。」

「一年間の医療費の支払い金額が高額になってしまった時、控除の申請手続きをすると、お金を還付してもらえらんだよ。」

確か医療費は、健康保険や税金で補助されているので、個人の負担は少して済むようになっていると、小学校の税の教室で

学んだ。そうやって負担を減らしていても、大きな病気やケガで金額が高額になったら、確かに大変だ。そんな時のために、きめ細かい救済の制度があるとは知らなかった。

他にも控除されたり還付されたりする場所があるのか調べてみると、雑損控除や寄付控除など、初めて見る言葉が色々出てきた。

寄付というのは、誰かの善意で送られる任意のお金なのに、それについても控除される。少し不思議な気がしたが、よく考えると、そうすることによって、世の中の慈善活動をやすくしているのかもしれないと思った。税金が、社会の善意を支えているのだ。

税金を使って国際協力をする政府開発援助、これも国としての善意といえる。日本の税金が国際社会で役立ち、巡りめぐって私達を含む世界中の多くの人達の

生活を支えている。

そう考えると、税金というのは、地球を大きく回り続ける水のようだ。

水は、雨となり川となり、氷や水蒸気のように姿を変えながら、地球上のあらゆる生物を巡り、命に息吹を与え続けている。地球の全ての存在が、同じ水を共有しながら、何億年も、その営みを繋いでいる。

税金も、単なるお金としてだけでなく、誰かを支えたり、守ったり、時には命を救ったりしながら、世界を巡るようにはたつき、私達の生活を支えている。

水は自然界に恵んでもらった限りある資源。

税金も、互いに助け合い、未来へ繋ごうとする人々の心がうみだした、限りある大切な社会資源だと思う。

今回の祖母のように、思いがけず起き

中村 誠 税理士事務所

税理士 中村 誠

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号

TEL 791-6877

FAX 791-6877

た人生のアクシデントにも、柔軟に対応してくれる制度があると、本当に困った時、どれほど心強いただろう。社会に支えられているという安心が、誰かの生きる力になるかもしれない。

限りある、大きな善意と支え合いの資源を大切にに使わせてもらいながら、私達は成長している。

そして、大人になった時には次の世代、また次の世代へこの大切な社会資源を引き継いでいかなければならないと思う。

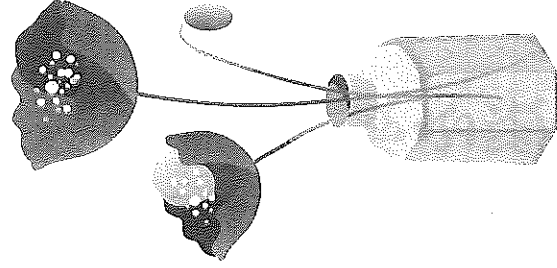
間 税 会

「税の標語」優秀作品決まる

間税会では、租税教育推進の観点から「税の標語」の募集活動にも取り組んでいます。

募集は、平成五年から実施していますが、第二十八回目となる令和二年度も、一般社団法人大蔵財務協会の後援の下に、間税会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより広く一般の方を対象にして募集した結果、多数の応募がありました。

この応募作品について、厳正な審査を経て、最優秀作品一点、優秀作品四点、佳作作品十点、合計十五点の優秀作品が決まりました。



最優秀賞

くらしを支える消費税 しつかり学んで正しく納税

墨田区立青島中学校 田口 文喜

優秀賞

納めよう 3密避けて e i T a x

東京都あきる野市 佐藤 千尋

考えよう 税のある意味 納める意味 正しく納めて支える未来

禅井市立灯明寺中学校 松崎 菜々子

知りましょう 税のゆくえと使い道 未来を支える 消費税

横浜市立豊田中学校 村松 結奈

レシート見れば気付くこと わたしも小さな納税者

所沢市立回陽中学校 鈴木 友萌

佳作

安心を支えるみんなの消費税

松山市立深沢小学校 松友 苜介

税金の知識学んで身に付けてみんなで作ろう 明るい未来

愛知県一宮西雲霧学校 渡邊 実穂

子に孫に豊かな社会 消費税

千葉県八千代市 大澤 秀雄

正しく納めて正しく使う 税が支える日本の社会

千葉県松戸市 堀 卓

これからの長寿社会を支えてく 国の財源 消費税

長野県佐久市 依田 方佑

納税の初めの一歩は消費税

山口県山口市 松重 真治

支えあい豊かな社会 楽しく税

愛知県北名古屋市 瀬本 真由美

深めよう 親子で学ぶ 税知識

荒川区立諏訪台中学校 関輪 愛大

税金の正しい知識 理解して みんなでつくる豊かな社会

世田谷区立農山中学校 高橋 享汰

密避けて 自宅で納税 e i T a x

新潟県村上市 齋藤 結

暦と節句

皆さんは七草粥はお召しになりましたか？

お正月のご馳走と御酒で弱つた体にしみじみと行き渡る滋味深いお味ですよ。でも何故七草粥を食べるのが一月七日と決まっているのでしょうか。

それは暦と関係があります。ここで言う暦とは中国の陰陽五行説を元にしたもので、五世紀頃に仏教とともに日本に伝わたとされています。季節の節目を節句として宮中ではこの日に神祭を執り行っていました。その際に神前に供された供物から節句(元は節供)と名が付き風習として残りました。

- 一月七日・人日(七草)の節供
- 三月三日・上巳(桃)の節供
- 五月五日・端午(菖蒲)の節供
- 七月七日・七夕(笹)の節供
- 九月九日・重陽(菊)の節供

の五節供が江戸時代に公的な節供として定められました。立春、立夏、立秋、立冬の前日を季の分かれ目として節分と定めていますが、今では二月の節分だけが風習として残っています。因みに今年の節分は二月一日。「そういえば昔はそうだったなあ」と思われたあなた！大そうご長寿な方とお見受けします。一日が節分だったのは明治三十年以来、百二十四年ぶりの事です。

さて、本題に戻りましょう。七草粥を何故一月七

日に食べるのか。その答えは古代中国の風習に遡ります。中国では農業を占う日として一日から八日までそれぞれ鶏、犬、羊、猪、牛、馬、人、穀物と決められていました。つまり七日は人を占う日(人日)であり肉料理が食べられない決まりのために泣く泣く？菜食するしかなかった様です。そこで七種の野草を羹(あつもの)にして食べる風習となったのが始まりです。

日本では室町時代の頃に七草を粥にして食べる風



習が広まりました。「セリ、ナズナ、ゴギョウ、ハコベラ、ホトケノザ、スズナ、スズシロ、春の七草」の言い伝えは皆さん良くご存知の事と思います。これらの野草は今では市中のスーパー等で簡単にパック入りを買えますが、元々は全てこの時期(旧暦の新春)に新芽を出す野草、野摘みしたものを各家庭で粥にするものでした。このうちホトケノザは今日道端で見かける紫の小さな花を節々に咲かせるホトケノザ(シリ科)ではあり

ません。ゴオニタシロコというキク科植物なので、お間違えの無いよう。ナズナ(ペンペン草)やハコベラは良く見かけますし黄色い花を咲かせるゴギョウ(ハコグサ)も見つける事が出来ませんが、セリは未だしもスズナ(無)やスズシロ(大根)は昔は河原の土手で見られましたが現代では素直にパック詰めを買われることをお勧めします。

三月三日の桃の節供も雛祭りとして親しまれていますが、雛人形は紙などを人型に切つて自身の身体を拭い、穢れとともに川に流す習慣を発祥としています。これを遊びにしたのが庭園で流れてくる杯が自分の前に来る前に詩歌を詠む曲水の宴です。

五節供のうち最も馴染みが薄いのは九月九日の重陽の節供ではないでしょうか。中国では奇数を縁起の良い陽教としこの日は陽数の最大値九が重なるから重陽となります。菊は強い香りで邪気を祓うとされ、この日は菊酒や菊の香りをつけた綿で身体を拭うなどして不老長寿を願いました。お祭りの「くんち」も九の日が訛つて「くんち」となったもので、五節供の締め括りとして盛大にお祝いしていました。

季節の節目に家族の無病息災を願ひ邪気を祓い清々しい気持ちで明日を迎えられるよう願ひながら作られてきた節供料理。そして家族がそれを囲んで笑顔で過ごす時。新型コロナで厳しい今だからこそ、見直され、残して行くべきではないでしょうか。

(猫介)

～ 迎春 ～

能美雅昭税理士事務所

税理士 能美雅昭

北九州市若松区中川町3番25号

TEL (093)751-0705

FAX (093)751-5118

近藤邦雄税理士事務所

税理士 近藤邦雄

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19番25号

TEL (093)201-5591

FAX (093)201-5592

小野益博税理士事務所

税理士 小野益博

北九州市若松区桜町3番9号

TEL (093)751-0551

FAX (093)751-0551

堀江祐治税理士事務所

税理士 堀江祐治

北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号

TEL (093)741-2765

FAX (093)741-2761

山根慎一税理士事務所

税理士 山根慎一

北九州市若松区高須南5丁目1番13号

TEL (093)741-3205

FAX (093)741-3203

澤田一弘税理士事務所

税理士 澤田一弘

北九州市若松区青葉台西5丁目17番2号

TEL (093)555-1894

FAX (093)776-1058